

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、社協の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であって、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。

ア 本人の人種、信条、社会的身分

イ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること

ウ 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと

エ 本人の犯罪の経歴

オ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと

カ 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、

保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

キ 犯罪により本人が害を被った事実

(4) 個人情報データベース等 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又は電子計算機を用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ 社協が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれがあるもの、若しくは違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(7) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(8) 従業者 社協の指揮命令を受けて社協の業務に従事する者をいう。

(社協の責務)

第3条 社協は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 社協は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 社協は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定)

第5条 社協は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 社協は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 社協は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 社協は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 社協は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 社協は、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないものとする。
- 3 社協は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
 - (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (7) 法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (8) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合
 - (9) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (10) 本規程第13条により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
- 4 社協は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

第8条 社協は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 社協は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 社協は、第4条第2項の規定により利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前2項前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより社協の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第9条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第10条 社協は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 社協は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 社協は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 社協は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 社協は、個人情報の取扱いの全部又は一部を社協以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 従業員は、社協が保有する個人データについて、その目的の如何にかかわらず、無断で

社協の事務所及び事業所以外に持ち出してはならない。

第5章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案に対する措置)

第11条 社協は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- (1) 会長その他責任者への報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- (4) 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第12条 社協は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときには、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 社協は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第13条 社協は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 社協が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 社協は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称、若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときには遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任者を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 社協は、個人情報情報を第三者に提供したときは、次の各号の記録を第三者提供に係る記録書(様式第1号)により作成する。なお、前条第1項により本人の同意を得ずに第三者に個人情報情報の提供を行った場合、次の第2号から第5号の記録を作成する。

- (1) 本人の同意を得ている旨
- (2) 当該個人データを取得した年月日
- (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (5) 当該個人データの項目

2 第1項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 社協は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第2号各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 社協は、第1項の規程による確認を行ったときは、次の各号の記録を第三者提供を受ける際の確認書（様式第2号）により作成する。

(1) 個人データの提供を受けた年月日

(2) 前項の各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

3 第2項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

第7章 保有個人データの公表、開示、訂正・追加・削除、利用停止等

（保有個人データに関する事項の公表等）

第16条 社協は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

(1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) すべての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第19条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続き

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(5) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

2 社協は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 社協は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

（保有個人データの開示等）

第17条 本人は、社協に対し、当該本人に係る保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

(1) 電磁的記録の提供による方法

(2) 書面の交付による方法

2 社協が前項の規定による請求を受けた時には、身分証明書等により本人であることを確認の上、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 社協が第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨を決定したとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

4 第1項、第2項の規程は、当該本人が識別される個人データに係る第14条第1項及び第15条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

(1) 当該記録の在否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の在否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（保有個人データの訂正、追加、削除等）

第18条 本人は、社協に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 社協が前項の規定による請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。また、その結果を請求をした者に対し、書面により通知するものとする。

3 社協は、前項の通知を受けた者から、再度請求があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

（利用停止等）

第19条 本人は、社協に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第9条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止

等」という。)を請求することができる。

2 社協は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、社協に対し、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 社協は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、社協に対し、当該本人が識別される保有個人データを社協が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第12条第1項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 社協が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 社協は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示請求等に応じる手続)

第20条 第16条第2項の規定による求め又は第17条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第18条第1項若しくは第19条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、社協に対し、社協所定の保有個人データ開示等請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 社協は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提

供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、社協は、本人が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

4 前項の代理人によって開示請求等を行うときは、当該代理人は、社協に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

5 社協は、第1項により請求を受けたときは、保有個人データの開示又は不開示の決定の通知を本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。(様式第4号、様式第5号)

第8章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第21条 社協は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、社協における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 事務局長は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情処理対応)

第22条 社協は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務局長とするものとする。

3 事務局長は、苦情対応の業務に従業者に委任することができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(理由の説明)

第23条 社協は、第16条第3項、第17条第2項、第18条第3項又は第19条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(従業者の義務)

第24条 社協の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第9章 雑 則

(その他)

第25条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月16日に施行し、平成29年5月30日から適用する。

この規程は、令和5年1月20日に施行し、令和4年4月1日から適用する。